

川崎ハイキングクラブ規程集<2021年7月14日>

■よびかけ<1977年7月10日制定>

日本の素晴らしい自然の中に足を伸ばし、草花や鳥達に親しみ山野を歩いてみませんか。川崎ハイキングクラブは、山登りを中心にキャンプ、スキー、その他レクリエーションを通して、身体を鍛え友情を育てていきたいと思えます。私たちは子供から年配者まで気楽に参加できる行事はもとより、北アルプス、南アルプスなど日本の主峰も目指します。家族や友人と山に出かけ楽しいハイキングライフを送ることは、仕事や勉強の励みとなり人生に大きな潤いと豊かさを与えてくれることと思えます。

■規約<2021年6月27日改正>

条文の構成

第1条～第5条	基本事項
第6条～第10条	組織関連
第11条～第13条	財政関連
第14条～第15条	その他
第16条	改定

第1条（名称・事務所） 本クラブは「川崎ハイキングクラブ」と称し、事務所を川崎市中原区小杉御殿町1-973 御殿マンション205号室に置く。

第2条（目的）

1. いつでもどこでも誰でも気軽に参加できる計画をもち、美しい自然をより多くの人たちに知らせると同時に会員相互の交流を行い親睦を深める。
2. 幅広いハイキング愛好者の要求に応えられるよう、また安全性の面からも登山の基礎技術を身につける。

第3条（活動） 本クラブは、前条の目的を遂行するために次の活動を行う。

- ①会員の登山要求に応える活動
- ②登山の技術とモラルの向上
- ③登山事故の防止
- ④山岳の自然保護
- ⑤会報誌の発行
- ⑥その他目的遂行に必要な活動

第4条（会員）

1. 本クラブの「よびかけ」「規約」を認め、入会金と会費をそえて申し込めば会員になれる。会員はすべての行事に参加できる。
2. 会費を1年以上滞納すると警告の上資格を失うことがある。
3. 再入会は新規入会とする。

第5条（労山等） 本クラブは目的達成のため、神奈川県勤労者山岳連盟を通じて日本勤労者山岳連盟及び新日本スポーツ連盟に団体加盟し、その援助協力のもと活動する。

第6条（役員）

1. 本クラブは、会長1名、副会長1～2名、事務局長1名、運営委員若干名、会計監査2名の役員を置く。
2. 役員は総会で選出される。選出される役員は運営委員（互選により選任される会長、副会長、事務局長を含む）と会計監査とし、運営委員が総会で選出されたのち、運営委員の互選により会長、副会長、事務局長を選任する。

3. 役員の任期は総会から次期総会までとし、再選は妨げない。

4. 役員は以下の役割を担う。

会長は本クラブの運営全般を統括するとともに対外的に本クラブを代表する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

事務局長は本クラブの事務全般を統括する。

運営委員は運営委員会における業務を分担する。

会計監査は会の会計処理が適切に行われているかを監査し、その結果を総会に報告する。

5. 役員に欠員が生じ運営に支障があると運営委員会が判断した場合は、その補充は運営委員会が行うことができる。

6. 役員選出規程は別に定める。

第7条（総会）

1. 総会は本クラブの最高の決定機関で年1回、原則として6月に会長が招集する。会員の3分の1以上が開催を求めたとき、または会長が必要と判断したときは、臨時総会を開かなければならない。

2. 総会は会員の過半数（委任状含む）の出席で成立する。

3. 議案の議決は出席者の過半数とし、可否同数の場合は議長が決する。

第8条（運営委員会）

1. 運営委員会は総会に次ぐ決定機関で、次期総会までの日常業務と諸問題の処理を行う。会長が招集し月1回以上開く。

2. 運営委員会は、会計監査を除く役員で構成する。

第9条（専門部） 本クラブは、活動を分担し効率的運営を図るため、専門部を置くことができる。専門部の設置・改廃は総会の承認を得なければならない。

第10条（諸規程） 山行規程等の諸規程は、別に定める。

第11条（会計） 本クラブの会計は入会金、会費その他でまかない、その管理は会計部が担う。一般会計・積立金などすべての会計は総会の承認を得なければならない。

第12条（会費・入会金）

1. 本クラブの入会金は1,000円とする。

2. 会費は年間12,000円とする。期中入会の会費は、会計年度末まで「月1000円×残月数」とする。期中退会の会費返金はない。

3. 会費は6月末までに支払う。期中入会会員の会費は入会時に支払う。

第13条（会計年度） 本クラブの会計年度は、6月1日～翌年の5月31日とする。

第14条（個人情報保護）

1. 会員の個人情報は会運営に必要な場合に限り使用され、目的外使用は厳禁とする。個人情報は運営委員会の責任で適切に管理されなければならない。

2. 山行計画書等で会員の個人情報を得た場合は、当人の責任で適切に処理されなければならない。

第15条（運用解釈） 規約・規程の運用と解釈は運営委員会が行う。

第16条（規約の改定） 本規約の改定は、総会において過半数の賛成を必要とする。

付則 本規約は1977年7月10日（川崎ハイキングクラブ設立日）から発効する。

本規約は1996年6月30日から発効する。

本規約は2001年6月24日から発効する。

本規約は2014年6月29日から発効する。（会費改定）

本規約は2021年6月27日から発効する。

■山行規程＜2021年6月27日改正＞

条文構成

第1条～第4条	基本事項
第5条～第15条	山行関連
第16条～第17条	遭難救助関連
第18条	改定

第1条（目的） 本規程は規約第2条（目的）を実現するために、規約第10条（諸規程）に基づき制定する。

第2条（厳冬期山行とロッククライミング）

1. クラブ設立の趣旨に基づき、本クラブは、厳冬期山行とロッククライミングは行わない。ただし、厳冬期山行については、所定の手続きを経て運営委員会の承認を得たものはこの限りではない。
2. 「厳冬期山行」とは、12月～翌年3月において、テントや山小屋（営業小屋・避難小屋）を利用した1泊以上の山行を差す。
3. 「ロッククライミング」とは、岩壁登攀器具を用いて、専ら、岩壁登攀を目的とする山行を差す。一般ルートにおける岩場通過は、本規程の「ロッククライミング」には該当しない。
4. 労山（県連盟含む）が主催する研修・トレーニングや、本クラブの管理が及ばない団体・事業者が主催する山行への参加は本条第1項～第3項の適用外とする。ただし、山行計画書は提出しなければならない。

第3条（例会山行） ハイキングの集い（例会山行）は、原則として、月1回以上行うものとする。

第4条（山行グループ）

1. 会員は、山行の目的を共有する3名以上で山行グループを設立することができる。
2. 山行グループを設立しようとする会員は、「設立の目的」「グループ名」「発起人（3人以上）」を記載した「設立趣意書」を山行部に届け出る。山行部は「設立趣意書」を運営委員会にあげ、運営委員会が審議・承認する。運営委員会は承認後、会報誌「りんどう」に趣意書を掲載するとともに室内例会で新グループ設立を周知する。
3. グループ名の変更・解散も運営委員会が承認すれば有効とする。

第5条（山行計画）

1. リーダー（計画立案者）は、無理のない余裕をもった安全な計画を立てなければならない。
2. 山行を行う場合、リーダーは山行計画書を作成し、山行開始日の7日前までに山行部に提出する。
3. 前項の期間後に山行を計画する場合は、山行部長または運営委員会メンバーに計画の概要（日程・山域・山名・リーダー・参加者・下山予定時刻・留守宅等）を通知するとともに、すみやかに計画書を山行部に提出する。

第6条（山行報告） リーダー、またはリーダーに指示された者は山行後報告書を作成し、山行終了後7日を目途に山行部に提出する。

第7条（事故報告）

1. 山行中に事故が発生した場合は、リーダーは事故報告書を山行部に提出しなければならない。
2. 前項に定める「事故」とは、①救助された場合、②何らかの形で救助支援を受けた場合、③怪我等により、軽症であっても1回以上医療機関の診察を受けた場合、とする。

第8条（無届山行） 山行計画書が提出されていない無届山行には、本クラブは一切の責任を負わない。

第9条（ミーティング） 山行を行う場合、リーダーは1回以上のミーティングを開く。山行参加者は、原則として、ミーティングに参加する。

第10条（会員外参加）

1. リーダーが認めたときは、山行に会員以外も参加することができる。
2. 山行中は、会員外参加者にも本規程が適用される。

3. 例会山行とグループ山行への会員外参加者からは参加費を徴収する。参加費は運営委員会が決定する。

第11条（自家用車使用規程） 山行に自家用車を使用する場合は、別に定める自家用車使用規程による。

第12条（非常時連絡体制） 山行中に急病・負傷等の事故が発生した場合は、別に定める「非常時連絡体制」に基づき対応する。

第13条（下山報告） 下山したときは、リーダーはすみやかに、留守宅に下山報告をする。

第14条（留守宅）

1. 留守宅は山行参加中以外の会員でなければならない。
2. 留守宅の役割は以下の通りとする。
 - ①計画書の日程、参加者、山域、ルートなどの内容を把握する。
 - ②事故等の連絡があった場合は、すみやかに運営委員会メンバーに連絡する。
 - ③午後8時までには下山報告がない場合、パーティーに連絡する。連絡が取れない場合、リーダーや参加者の自宅・緊急連絡先に下山を確認する。それでも連絡が取れず下山が確認できないときは遭難とみなし、運営委員会メンバーに連絡する。

第15条（法令遵守） 山行を計画する山域に適用される法律や条例がある場合は遵守しなければならない。

第16条（遭難対策委員会）

1. 遭難が発生したときは遭難対策委員会を設置する。
2. 遭難対策委員会は、運営委員会メンバーと当該会員が所属する山行グループ員から選出し構成する。また、遭難対策委員会が必要と判断した会員に遭難対策委員会への参加を求めることができる。
3. 遭難対策委員会の責任者は会長、副会長、事務局長のなかから選出する。役割分担は遭難対策委員会の互選で決める。
4. 遭難対策委員会は当該事故への対応と処理に当たり、報告書作成をもって解散する。

第17条（救助・捜索費用）

1. 救助・捜索に要する費用は遭難当事者の負担とする。
2. 会員を現地に派遣する必要があると会長が判断したときは一般会計繰越金に20万円の特別枠を設け、交通費・宿泊費・その他必要な経費を支出する。

第18条（改定） 本規程の改定は、総会において過半数の賛成を必要とする。

付則 本規程は1977年7月10日より発効する。

本規程は2021年6月27日より発効する。

◎山行規程に関わる運営委員会・山行部の確認事項

■避難小屋利用に関しての運営委員会としての考え<2014年9月号「りんどう」>

自然を相手にする登山は、不測の事態を念頭において余裕を持って、あせらずゆっくりと、楽しく、安全に、が肝要であり、無理な日帰り登山での睡眠不足や悪天候を押しての行動など厳に慎むべきです。ところで、山中泊のひとつに避難小屋（無人小屋）を利用する方法があります。避難小屋利用の長所は、シーズンを問わず、いつでも誰でも自由に利用できる点があげられますが、もともとは天候の急変など不測の事態に遭遇したときや、日帰りが無理で山中泊しなければならない場合、また積雪期の利用などが基本で、決して「ただで泊まれる小屋」ではありません。一方では、新たな山の楽しさと魅力が広がり、ゆっくり静かに山を楽しみたいという人にも利用されているようです。今現在、全国で360ヶ所の避難小屋があり、営業小屋が少ない関東、越後、東北の山域に約230ヶ所あり、幕営地の制限も多いこの山域で山中泊するには、避難小屋が不可欠といっても過言ではありません。ただ、利用するにあたっては、すべて寝具、食料、燃料持参が原則です。運営委員会としましては、

これら避難小屋（無人小屋）利用時は、事前に避難小屋の規模、水場、トイレの有無等の情報を得て、社会人として、山の会の一員としての下記のマナーを守って、大切に大事に利用させて頂きたいと思います。

会員の皆様への避難小屋利用時のマナーとお願い

避難小屋は登山者の身の安全を守る大事な公共施設です。自然を愛する登山者の常識、マナーとして 下記のことについては厳守し利用されるようにお願いします。 なお、ほとんどの避難小屋は宿泊に使っても良いことになっていますが、稀に緊急時以外宿泊してはならない小屋もありますので、避難小屋を利用される場合はその避難小屋を管理している関係先、区市町村等に事前の問い合わせをした上で、山行計画の企画作成をお願い致します。（１）小屋を壊したりは絶対しないでください。（２）火気には十分注意してください。（３）換気には十分注意してください。（４）小屋利用後は清掃してください。（５）自分の出したゴミは持ち帰る。（６）水場を清潔に、汚さないこと。（７）トイレはきれいに使用しましょう。（８）同宿者に迷惑をかけない。（９）決められた利用料金は忘れずに、料金箱に入れる。（１０）他の登山者とのコミュニケーションを図り、楽しい一夜を過ごしましょう。（１１）先着順などといわず、限られたスペースを譲り合って使いましょう。（１２）小屋の破損箇所などを見つけたら、下山後すぐに関係先に連絡をするようにしましょう。

■山行参加者に対する注意事項確認（２０１６年１２月１３日山行部・「りんどう」２０１７年１月）

山行の際の事故防止のため、参加者は以下の点を留意してください。

- ①山行を希望する場合は、自分の力量に合った山行を選んでください。
- ②事前ミーティングに参加することを含めて、事前に山行計画を把握して必要な準備をしてください。
- ③体調等に不安がある場合は、事前にリーダーや担当者に申し出て下さい。山行中に体調不良になった場合は、速やかにリーダー、サブリーダーに知らせてください。

■計画書と報告書の管理（２０１６年４月１３日運営委員会）＜２０１６年５月「りんどう」＞

山行部より、下記の提案があり、承認しました。

山行計画書、山行報告書の保存期間を３年とします。ただし、運営委員会が特に必要と認めたものについては、保存期間を延長します。事故報告書、新特別基金交付書については保存期間を１０年とします。

■厳冬期山行に関する確認（これまでの確認事項の整理）＜２０１８年１１月１４日運営委員会・２０１８年１２月「りんどう」・２０２１年６月２７日山行規程改正に伴い一部修正＞

１．対象期間

対象期間は「１２月～３月」とする。

２．手続き

厳冬期山行を計画する者は、山行予定の２カ月前の月末（１２月に山行を予定したときは１０月末）までに山行計画書（または山行の概要）を山行部に提出する。山行部は提出された山行計画をチェックしたうえで、運営委員会に審議を求める。運営委員会は山行計画を審議し承認・不承認を決定する。

３．審議の対象とならない山行（通常山行の取り扱い）

- ①日帰り山行
- ②民宿・旅館・ホテル等の営業宿泊施設を利用した山行

４．審議の対象となる山行

- ①テントや山小屋（営業小屋・避難小屋）を利用した１泊以上の山行

５．承認・不承認の判断基準

- ①ルート経験者の有無
- ②厳冬期山行経験者の有無
- ③労山基金３口以上の加入または同程度の保険等の加入（３口加入で捜索・救助費用９０万円）

以上を踏まえ運営委員会は、山の難易度や参加者の経験等を総合的に検討し承認・不承認を判断する。

6. 計画や実施にあたっての留意点

- ①リーダーは山行全体に責任を負う立場から、参加者の経験等を踏まえ無理のない計画をたてる。
- ②ルート of 積雪状況や天候など、事前情報の把握に努める。
- ③コースによっては予備日を設ける。
- ④留守宅と事前の打ち合わせをしっかりと行う。

7. 解釈・運用

上記の解釈・運用の判断は運営委員会が行う。

■役員選出規程<2021年6月27日制定>

第1条（目的） 本規程は、規約第6条（役員）第6項に基づき、役員選出に関する手続き等を定める。

第2条（役員定数） 会計監査を除く役員の総定数は、総会直近の4月1日時点の会員10名あたり1名を目安として運営委員会が確認する。

第3条（推薦・自薦要請） 運営委員会は、前条で確認した役員定数に基づき、山行グループおよび会員に次期役員の推薦・自薦を要請する。

第4条（役員候補者議案） 運営委員会は前条の者をもって役員（会長・副会長・事務局長を含む運営委員と会計監査）候補者名簿を作成し、議案として総会に提案する

第5条（互選） 規約第6条（役員）第2項により会長、副会長、事務局長は選任される。

第6条（改正） 本規程の改正は、総会において過半数の賛成を必要とする。

付則 本規程は2021年6月27日から発効する。

■自家用車使用規程<2003年6月29日制定・2019年6月23日改正>

1条（目的） 本規定は自家用車（以下「車両」という。）を使用する山行における安全運行、車両故障防止と共に事故発生時の措置を円滑に遂行することを目的とする。

2条（対象） 会山行・個人山行に関わらず本規定を適用する。

3条（使用車両） 使用する車両は次の項目を満たしていなければならない。

1. 車両は法定による点検を正しく行ない、日常の管理及び山行に使用する際は十分な点検・整備を行う。
2. 車両は次の条件にて任意保険に加入する。対人は無制限、対物は無制限、車両は時価額。車両保険の面積金額はゼロ（なし）とする。
3. 気象・地形・その他のトラブルに対処できる 付属装備を搭載する。（スペアタイヤ・タイヤチェーン・ブラスター・ロープ・修理工具等）

4条（運転） 車両の運転に際しては次の項目を厳守する。

1. 道路交通法を守り、安全運転・防御運転に留意する。
2. 疲労等により安全運転が遂行できない場合は直ちに運転を中止し休息を取る。
3. 継続して2時間以上の運転はしない。
4. 単独行の場合を除き運転交替要員を可能な限り確保する。
5. 同乗者のうち1名は助手役をする。

5条（使用車両に関する費用） 使用車両にかかる費用は原則として次の各項により算出し負担する。

1. 燃料費・有料道路料・駐車料は全乗車人員で負担する。

（注）EV車等、燃料費の算出が困難な場合は、所有者の申告による。

2. 車両所有者に対し車両提供謝礼として、1日当たり2,000円を負担する。分担は所有者を含む同乗者全員

で行う。

3. 車両運転者に対し車両運転謝礼として、走行距離100kmまで1,000円、100km超過については100kmにつき100円として計算した額を同乗者全員で負担する。
4. 車両が複数の場合は前1・2・3項の合算額を全員で均等に負担する。
5. 前各項について、当事者の話し合いで決める場合は、その話し合いによる。

6条（トラブル発生時の措置）　トラブルが発生した時の費用は同乗者全員の負担を原則とするが、その扱いは次の項目によるものとする。

1. スピード・一時停止違反については運転者の負担とする。
2. 駐車違反については同乗者全員の負担とする。
3. 車両の故障修理はその原因が山行にある場合は同乗者全員の負担とする。原因不明の時は所有者に50%以上の責任があるものとみなし残額を所有者を除く同乗者で負担する。
4. 事故時の費用については保険で処理することを優先させる。保険の範囲外の費用については負担方法を同乗者の話し合いで決める。

（注）事故時の運転者が所有者以外の者の場合、運転者自身の任意保険（他車運転危険担保特約）での処理を優先するが、付保していない場合又は、損害がカバーされない場合は、所有者の了承を得て、所有者の任意保険を使用する。

5. トラブルの処理にあたっては事後にわだかまりが残らないように充分話し合いの上で措置する。

7条（規定外の措置）　本規定にない事項及び規定にて措置が不可能な場合は運営委員会と当事者により検討委員会を開催して措置するものとする。

8条（規定の改廃）本規定の改廃は総会で決める。